

ふじパワフル 85 計画Ⅶ（第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画）（案）の
パブリック・コメントに対する意見及び回答

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の 5 区分

1	<p>要旨：推進施策 5-4 安心して暮らせる環境の整備</p> <p>（1）防災・防火対策の推進について</p> <p>①災害時の受け入れ施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時の受け入れ施設の目標施設数を増加させるべきだ・災害時に応援可能な職員を登録制にして目標値を設定するべきだ <p>施設での備蓄品の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・受け入れ施設において避難者分の備蓄品も確保しておくべきだ <p>施設の立地場所の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・災害危険区域外の施設であることを協定締結条件とするべきだ <p>（↓以下原文↓）</p> <p>5-4 安心して暮らせる環境の整備</p> <p>（1）災害時の受け入れ施設の確保</p> <p>災害時の受け入れ施設の目標施設数が令和 6 年、7 年、8 年と同じ数字となっています、増加させるべきだと思いますが、施設の数の上限でしょうか。</p> <p>施設の確保で年度の目標を定めて協定の締結を進めていますが、高齢者・要支援者が避難した場合には当該施設の職員さんだけでは、業務工数の不足が考えられます。職員さんも被災者になります。</p> <p>市内介護福祉事業所の協力を求め、職員の応援体制の確立が必要だと考えます。応援可能な職員を登録制として、必要とする施設に派遣できるような体制の構築を望みます。登録職員数も年度ごとの目標数値を明確にして、登録者の確保及び有事に備えた情報伝達訓練も合わせて体制を構築することが必要であると考えます。</p> <p>避難受け入れ施設の数と対応できる職員の数の両方が確保できて、避難者が安心して生活できる環境が整うものと考えます。</p> <p>施設での備蓄品の確保</p> <p>介護避難所は、BCP の義務化により備蓄品の確保は大丈夫だと考えますが、避難者の数を含めているでしょうか、日常の施設利用者数に加えて避難者の分の確保が必要です。（水、食料品、簡易トイレ、介護用おむつ、パット、など必要なもの）、また、電力確保（発電機など）も必要です。</p> <p>BCP が絵に描いた餅ではなく、実体に合ったものであることを望みます。必要とあらば専門家の指導なども必要かと考えます。</p> <p>災害時物資の調達は、災害の大きさ（広域化により）や道路事情により予想以上に困難となることが考えられます。高齢者・要支援者は待った（我慢）が通用しません。</p> <p>補助金などの検討も含めて、多くの備蓄があることに越したことはありません。</p>
---	---

	<p>施設の立地場所の確認</p> <p>協定提携施設（施設に通じる道路も含め）は、ハザードマップでの、津波・河川の浸水・土砂災害などの危険区域外の施設を協定締結条件とすることも検討してください。安全な場所に避難することが基本だと考えます。</p>
反映結果	3.今後の参考にするもの
市の考え	<p>災害時の受け入れ施設の目標施設数を増加させるべきだという御意見ですが、本市では、施設内に食堂や交流スペースといった一定規模の空間があり、24時間職員がいる入所施設を対象に協定を締結しております。協定締結に当たっては受け入れ施設側の事情もあることから、指定避難所の要配慮者スペースや宿泊施設等も活用しながら、要配慮者の受け入れ体制の構築を進めてまいります。</p> <p>災害時に応援可能な職員を登録制にして目標値を設定するべきだという御意見ですが、災害発生時に各事業所においては、それぞれの利用者の状態を把握し、速やかにサービス提供を再開することが求められているため、市内の事業所から応援職員を確保することは困難だと考えております。受け入れ施設に対する職員応援につきましては、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害ボランティアを通して確保できるよう努めてまいります。</p> <p>受け入れ施設において避難者分の備蓄品も確保しておくべきだという御意見ですが、受け入れ施設側で備蓄品を保管しておくためのスペースを用意していただく必要があることから、施設側と調整をした上で、避難者分の物資の確保に努めてまいります。</p> <p>災害危険区域外の施設であることを協定締結条件とするべきだという御意見ですが、県外の過去の災害では河川の浸水区域内にある社会福祉施設で多数の死者が発生した事例があることから、協定締結に当たっては、施設の立地場所にどのような災害リスクがあるか確認を行った上で、協定締結の可否を判断いたします。</p>

2	<p>要旨：推進施策 5-4 安心して暮らせる環境の整備</p> <p>（1）防災・防火対策の推進について</p> <p>⑤個別避難計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の目標値800人の根拠は ・個別避難計画の作成を推進するための体制を構築するべきだ ・災害時の補償制度について検討するべきだ <p>（↓以下原文↓）</p> <p>(1)防災・防火対策の推進</p> <p>⑤個別避難計画の作成</p> <p>避難行動要支援者は22000人が対象と聞いています。令和8年度の800人はどのような基準で検討された800人でしょうか。</p> <p>計画書の作成数の目標としては少ないように思います。優先している要素として、要支援者の様態（重度）なのでしょうか、地域による区分けでしょうか、災害の危険要素が大きい地域なのでしょうか。公平性のある順位付けであることを公表できないのでしょうか。</p> <p>災害発生時には、隣近所、町内会、自主防災会などの身近な人たちが支援者の主役になると思います。しかし、要支援者の避難個別計画の作成について、町内会や自主防災会へ、この内容について考え方や</p>
---	---

	<p>必要性・近所の協力が必要なことなどの説明や協力要請がどの機関（行政の関係部署含め）からもありません。また要支援者が個人情報により公表されていないことなど、町内会、自主防災会としても漠然とした情報だけなので、検討も進んでいません。</p> <p>この事業の推進役と協力者などの役割を定めた組織体制が必要かと考えます。例えば、地域包括支援センターが推進役となり、要支援者の様態を理解している民間事業者のケアマネジャーや相談支援員が情報提供者、そして町内会・自主防災会が協力者となるなど役目を決めた推進組織体制の構築が必要と考えます。役割が決まれば協力者となる町内会や自主防災会は協力者となるために、本事業への協力者としての人材育成も必要かと考えます。要支援者の個別に必要な最低限の介助・支援のポイント（車いすの扱い方や認知症の方への接し方など）基本的知識習得のための研修も必要かと考えます。</p> <p>また、実際の災害時に、支援される人、支援する人のケガなどがあった場合の補償もありません。万が一支援される人（家族・親族含む）からケガしてしまったと言われたら、賠償を請求されたら（現代社会であり得ることだと思えます）善意の気持ちで支援したつもりが結果的にお互いが気まづくなるようなことは絶対に避けたいものです。災害時の補償制度について合わせて検討しなければ進まない側面もあると考えます。</p>
<p>反映結果</p>	<p>3.今後の参考にするもの</p>
<p>市の考え</p>	<p>個別避難計画作成数に関する令和8年度時点の目標値の基準ですが、市が作成する避難行動要支援者名簿掲載者のうち、「災害危険区域内に住んでいる」、「一人暮らしである」、「要介護度3以上等の自力で避難することが困難である」の全てに該当する方をシステムで抽出した結果になっております。なお、国からは令和8年5月までに、各市町村において優先度が高い者の個別避難計画を作成することが求められております。上記の全てに該当する方を本市における個別避難計画の作成優先度が高い者とし、個別避難計画の作成を優先的に進めてまいります。それ以外の方につきましても、一人でも多くの方の個別避難計画を作成できるよう努めてまいります。</p> <p>個別避難計画の作成を推進するための体制を構築すべきだという御意見ですが、個別避難計画の作成は、要支援者、町内会・区、自主防災会、福祉専門職、行政が一丸となって取り組む必要がございます。現在、富士南地区では地域主体で、吉原東部圏域では福祉専門職が主体で個別避難計画の作成に取り組んでおります。今後は両者の取組で得られた知見を市内全域に展開し、各地域の実情にあった個別避難計画の作成体制を構築できるよう努めてまいります。</p> <p>災害時の補償制度について検討すべきだという御意見ですが、一部の民間保険会社では、自治体向けに災害時の避難支援活動に対する保険を販売していると伺っております。補償制度は、主に支援者側の心理的な負担を減らすことにつながることを期待されることから、加入の必要性等も含めて今後検討してまいります。</p>